

ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度実施要綱

1 趣旨

企業等の持つ技術等は貴重な教育的資源であることから、教育分野での社会貢献活動に取り組む企業等と千葉県教育委員会が連携し、家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育てる環境づくりを推進する。

2 取組内容

次に掲げる取組1～10の内、2つ以上に取り組もうとする企業等は、千葉県教育委員会に「ちば家庭・学校・地域応援企業等」として登録することができる。千葉県教育委員会は、「ちば家庭・学校・地域応援企業等」として登録した企業等の取組をホームページ等に掲載するなど、広く県民に周知する。

	取組項目	取組概要
社員等への家庭教育支援	取組1 生活リズムを向上させよう！	「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「ノーテレビ・ノーゲームデー」など、子どもの生活リズム向上について、社員等へ働きかける取組を実施する。
	取組2 子どもと一緒に時間を増やそう！	国の「家族の日」や「家族の週間」（11月の第3日曜日及び前後1週間）、千葉県の「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及・啓発に努め、社員等へ子どもと一緒に過ごす時間を増やすよう働きかける取組を実施する。
	取組3 家庭教育を支援しよう！	社内研修などにおいて家庭教育に関する講座を開催し、子育ての在り方、重要性を啓発する取組を実施する。
	取組4 学校へ行こう！	社員等が参観日などの学校行事へ参加できるよう、企業等が社員等へ働きかけを行ったり、休暇を取りやすくしたりするなど職場環境づくりの取組を推進する。
	取組5 職場で働く大人の姿をみせよう！	社員等の子どもを職場に招き、子どもたちが働く親の姿に接することで、働くことの大切さについて学ぶことができる取組を実施する。
学校教育への貢献活動	取組6 職場体験学習を受け入れよう！	職場体験学習やインターンシップなどの受入を行う取組を実施する。
	取組7 キャリア教育に参画しよう！	出前授業や県・市町村等が行う教育事業へ協力するなど、キャリア教育に貢献する取組を実施する。

地域社会への貢献活動	取組 8 地域の行事に参加しよう！	公民館等が実施する地域行事や地元のお祭りなどに参加・協力することで、地域社会の一員としての企業等の取組を実施する。
	取組 9 企業を地域に開こう！	企業等の施設や技術力などをいかした講座を企画・運営するなど、企業等を積極的に地域へ開く取組を実施する。
	取組 10 みんなで取組もう！ 千葉の教育！！	ホームページやチラシに教育に関する標語を掲載するなど、企業等の持つ広報媒体を活用した取組を実施する。

3 登録の申込み

企業等が、登録を申込みときは、ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度申込書（第1号様式以下「申込書」という）を千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という）に提出する。

4 登録

- (1) 教育長は、企業等から3に規定する申込書の提出があった場合、当該申込みの内容が適正であると認めるときは、登録証（第2号様式）により速やかに当該企業等に通知する。
- (2) 教育長は、前記（1）により企業等が登録した場合、その旨を公表するものとする。
- (3) 企業等は、前記（1）により登録が完了した場合は、当該企業等の社員等へその旨を周知するものとする。

5 取組の支援

教育長は、登録企業等から当該企業等の取組に関し、申出があった場合は、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 登録企業等の取組を教育委員会が所管するホームページ等に掲載すること。
- (2) 家庭・学校・地域の教育に関する資料を登録企業等に配付すること。
- (3) 登録企業等が開催する職場研修等における講師等の相談に応じること。

6 取組状況の報告

教育長が、取組状況の報告の必要があると判断した場合、登録企業等は、ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度取組状況報告書（第3号様式）により、指定する期日までに教育長に報告するものとする。

7 登録内容の変更

登録企業等は、取組内容等に変更が生じた場合、速やかにその旨を届け出なければならない。

8 登録の解除

- (1) 登録企業等は、申出により登録を解除することができる。
- (2) 登録企業等が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、教育長は、登録を解除することができる。

- ① 登録内容の取組を履行していない、又は怠っていると認めたとき。
- ② ①に掲げる場合のほか、登録内容に違反し、その違反により目的を達しがたいと認めたとき。
- ③ 上記のほか、信用失墜行為があったと認めたとき。

9 登録証の返還

8により登録が解除された場合は、登録企業等は、速やかに登録証を教育長に返還しなければならない。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

令和6年4月1日 一部改正。